

令和5年度 児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸課題に関する調査報告

1 本調査の目的

本調査は、児童・生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。

2 いじめの状況

	認知学校数	認知件数	解消件数	解消率
小学校	18	83	71*	85.5%
中学校	9	44	40*	90.9%

いじめの定義

児童・生徒に対し、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※令和5年度末(小数点第2位以下は切り捨て)

※「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定」

(最終改定 平成29年3月14日)において、いじめは単に謝罪をして安易に解消と

することはできず、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していることが求められると規定された。昨年度末現在で3か月が経過しておらず、本調査においては解消と回答していないため解消率は100%になっていない。

(1) 特徴

- ① いじめの態様について、小学校、中学校ともに最も多い案件が「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」次に多い案件が「仲間はずれ、集団による無視をされる。」であった。

いじめの認知件数は令和4年度と比べると小学校は5件減少し、中学校は15件増加している。

- ② いじめ発見のきっかけとして、小学校は、「保護者からの訴え」が40%、「本人からの訴え」が31%となっている。中学校は、「本人の訴え」「学級担任が発見した」それぞれ、25%となっている。